

ジャージー種牛登録規程

制定	昭 33. 4. 1	
改正	昭 34. 4. 1	平元. 5. 25
	昭 38. 7. 1	平元. 8. 11
	昭 41. 4. 1	平 5. 2. 1
	昭 42. 10. 1	平 9. 4. 1
	昭 46. 10. 1	平 16. 4. 28
	昭 53. 7. 1	平 18. 7. 10
	昭 54. 4. 1	平 26. 4. 1
	昭 61. 9. 1	令元. 10. 1

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、登録を行うことにより、ジャージー種牛の形質の改良と能力の向上を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、「登録牛」とは、本会(J C A J)(The Jersey Cattle Association of Japan) 及び別に定める本会が継承した登録団体において登録簿に登載したものをいう。

第2章 登 録

(登録の種類)

第3条 この規程で行う登録は、血統登録とする。

(資 格)

第4条 雌牛の血統登録は、別に定める方法で計算した血統濃度(以下「血統濃度」という。)が47%以上のもので、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 登録牛の間に生産されたもの
- (2) 別に定める本会が承認した外国登録団体(以下「承認外国登録団体」という。)で血統登録を受けたもの
- (3) 父が国外にあって、承認外国登録団体で血統登録を受けたものと、登録牛である母との間に生産されたもの
- (4) 父及び母が国外にあって、承認外国登録団体で血統登録を受けたものから得られた家畜受精卵の移植により生産されたもの
- (5) 登録牛である父とジャージー種の毛色及び特徴を備えた牛である母の間に生産された雌牛で、その生年月日が確認できたもの

2 雄牛の血統登録は、血統濃度が93%以上のもので、前項第1号から第4号までの各号のいずれかに該当するものについて行う。

3 改良上排除すべき、著しく生理機能を損ずる遺伝的不良形質のあるものは、登録しない。

(申込み)

第5条 血統登録を受けようとするときは、申込牛を分娩したときの母牛の所有者が申込まなければならない。ただし、本会が特に認めた場合はこの限りではない。

2 血統登録を受けようとする者は、別に定める必要書類を揃えて本会に提出するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する牛が血統登録を受けようとする場合は、あわせて遺伝子型の調査を受けなければならない。

(1) 雄牛

(2) 受精卵移植によって生産された牛

(3) その他、本会が必要と認めた牛

4 本会が必要と認めたときは、前項に規定する調査に加え、品種の特質及び本会が必要と認める調査を行い、その他資料の提出を求めることがある。

(登録)

第6条 申込者から登録の申込みがあった場合、本会は、当該申込牛の登録資格ほか必要事項の確認を行い、申込みの内容に誤りがないと判定したものについて、登録番号を付与して登録するとともに、登録簿に登載する。

2 登録簿に登載する事項は、登録牛に関する名号、登録番号、性別、所有者、繁殖者及び血縁情報とする。

3 本会は、第1項の登録をしたときは、申込者に対して血統登録証明書を交付する。

(双子等の登録)

第7条 同性双子は、同時に申込みのあった場合に限り登録する。ただし、事前に本会に報告のある場合は、この限りではない。

2 異性双子の雌牛は、分娩又は受胎確認されたものに限り登録する。ただし、遺伝子型調査によってフリーマーチンでないと判定されたときには、分娩又は受胎確認前であっても登録することができる。

3 三子以上の場合も双子に準じて取り扱う。

(個体の確認)

第8条 登録牛の個体確認は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第9条に規定する所定の耳標又は同法第10条第3項に規定された方法により行う。

第3章 審査及び検定

(審査委員)

第9条 審査は、別に定めるところにより、本会の任命した審査委員が行う。ただし、本会が必要と認める場合は、本会が委嘱した審査委員も審査に参加できる。

(審査の対象)

第10条 審査は、次に掲げるものを対象として行う。

(1) 雌牛にあっては、別に定めるものを除き、同一所有者の同一牛群内におけるすべての経産

牛。ただし、購入、分娩、その他の理由により、審査を受けられなかった経産牛であって、本会が特に認めたものは、個体ごとに審査を受けることができる。

(2) 雄牛にあつては、生後 16 月以上のもの

2 審査を受けた牛については、その審査の日から 6 月を経過しなければ、再び審査を受けることができない。

(審査成績証明の申込み)

第 11 条 審査成績証明を受けようとするときは、所有者が審査成績証明申込書を本会に提出しなければならない。

(審査)

第 12 条 審査委員は、別に定めるジャージー種牛審査標準（以下「審査標準」という。）に基づく採点を行うことにより審査する。

(審査成績証明書)

第 13 条 本会は、前条によって審査したときは、審査成績証明書を当該牛の所有者に交付する。

2 審査成績証明書に記載する事項は、登録牛に関する名号、登録番号、所有者及び審査成績等とする。

(検定委員)

第 14 条 検定の立会は、別に定める登録委員規程により本会が任命又は委嘱した検定委員が行う。

(検定の対象)

第 15 条 検定は、登録雌牛を対象として行う。

(検定成績証明の申込み)

第 16 条 検定成績証明を受けようとするときは、所有者が検定成績申込書を本会に提出しなければならない。

(検定)

第 17 条 所有者は、別に定めるジャージー種牛検定規程（以下「検定規程」という。）に基づき、搾乳毎の乳量を測定して記録する。

2 検定委員は、検定規程に基づき、検定対象牛の乳量及び乳脂肪率、無脂乳固形分率、乳蛋白質率について調査し、記録する。

3 別に定める方法で行う検定は、前項の検定と同等とみなす。

4 所有者の希望により、同一乳期中における期間を異にする検定（以下「同時検定」という。）を行うことができる。この場合、所有者が同時検定申込書を本会に提出しなければならない。

(検定成績証明書)

第 18 条 所有者は、検定終了後、当該検定牛の検定記録（前条第 1 項及び第 2 項の記録をいう。以下同じ。）を検定規程に基づき、本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項に基づく提出のあった記録の内容に誤りがないと判定したときは、検定成績証明書を当該牛の所有者に交付する。

3 検定成績証明書に登載する事項は、登録牛に関する名号、登録番号、所有者及び検定成績等

とする。

- 4 検定成績証明を申し込み、検定終了後1年以内に検定記録の提出がない場合は、特別な理由がない限り、その申込みを無効とする。

第4章 登録料等

第19条 会員の血統登録料及び審査、検定成績証明等の料金（以下「登録料等」という。）は、1頭又は1件につき次に掲げる金額とし、会員でない者の料金は次に掲げる金額の3倍とする。

(1) 血統登録料

ア 雌牛

- | | |
|----------------------------------|---------|
| (ア) 生後1年以内に申し込むもの（(ウ)及び(エ)を除く。） | |
| a 血統登録申込書によるもの | 3,630円 |
| b 別に定める自動登録によるもの | 3,080円 |
| (イ) 生後1年を超えて申し込むもの（(ウ)及び(エ)を除く。） | |
| a 血統登録申込書によるもの | 7,150円 |
| b 別に定める自動登録によるもの | 6,600円 |
| (ウ) 輸入受精卵により生産されたもの | 11,110円 |
| (エ) 輸入されたもの | 11,110円 |

イ 雄牛

- | | |
|----------------------------------|---------|
| (ア) 生後1年以内に申し込むもの（(ウ)及び(エ)を除く。） | 15,510円 |
| (イ) 生後1年を超えて申し込むもの（(ウ)及び(エ)を除く。） | 44,110円 |
| (ウ) 輸入受精卵により生産されたもの | 72,710円 |
| (エ) 輸入されたもの | 72,710円 |

ウ アの(ア)及び(イ)並びにイの(ア)及び(イ)の料金は、申込書の本会事務局における受付の日をもって算定する。

(2) 審査成績証明料

ア 第10条第1項第1号の本文による審査を申し込むものは、(ア)の牛群あたりの基本料金と、(イ)の1頭当たりの料金に審査頭数を乗じて得た額を合計して得た額とする。

- | | |
|----------------|---------|
| (ア) 牛群あたりの基本料金 | 22,000円 |
| (イ) 1頭当たりの料金 | 4,950円 |

イ 第10条第1項第1号のただし書き及び第2号の規定による審査を申し込むもの
8,250円

- | | |
|-------------------|---------|
| (3) 検定成績証明料（A検定法） | 10,450円 |
| (4) 同時検定料（A検定法） | 4,400円 |
| (5) 移動証明料 | 2,750円 |
| (6) 証明書再交付料 | 6,050円 |
| (7) 証明書書換又は更正料 | 2,750円 |

第20条 血統登録又は審査及び検定成績証明（以下「登録又は証明」という。）の申込みに対し、血統の確認調査、審査又は検定のために特別の費用を要するときは、申込者はその一部又は全額を負担しなければならない。

第21条 登録料等は、本会が申込みに応じて算定した料金を請求に基づき納めなければならない。

い。

- 2 既に納められた登録料等は、原則として返還しない。ただし、本会が特に理由を認めた場合は、この限りでない。

第5章 雑 則

(繁殖台帳の整備)

第22条 登録牛の所有者又は管理者は、繁殖台帳を整備し、別に定める登録委員規程により本会が任命又は委嘱した登録委員及び本会職員の請求があれば、これを提示しなければならない。繁殖台帳の提示がない場合は、登録しないことがある。

- 2 繁殖台帳には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 血統登録証明書に記載された事項と照合できる事項
 - (2) 産次及び分娩年月日
 - (3) 交配種雄牛の名号及び番号、授精年月日
 - (4) 産子の記録

(移動証明)

第23条 登録牛の所有者に移動があったときは、当該登録牛を譲り渡した者又は譲り受けた者は、速やかに移動証明申込書に血統登録証明書を添えて本会に提出し、移動の証明を受けなければならない。ただし、自動登録申込者への移動証明の取扱いは、別に定める。

(書換及び再交付)

第24条 登録牛の所有者が、血統登録証明書、審査成績証明書又は検定成績証明書(以下「証明書」という。)を汚損したときは、書換申込書にその証明書を添えて申し込まなければならない。

- 2 本会は、証明書の書換申込みがあったときは、申込内容を調査し、これを書き換えて申込者に交付する。この場合には、書き換えた証明書に書換年月日を記載する。
- 3 登録牛の所有者が証明書を亡失したときは、再交付申込書により証明書の再交付を申し込まなければならない。
- 4 本会は、証明書の再交付申込みがあったときは、申込内容を調査し、これを申込者に再交付する。この場合には、再交付の証明書に「再」の文字と再交付年月日を記載する。
- 5 第2項及び第4項の交付によって原証明書はその効力を失う。

(更正)

第25条 登録又は証明について誤りがあったときは、本会が更正する。ただし、別に定めるものは更正しない。

- 2 更正を受けようとする者は、更正申込書にその証明書を添えて申し込まなければならない。
- 3 本会は、証明書の更正申込みがあったときは、申込内容を調査し、これを更正し、申込者に更正した証明書を交付する。この場合には、更正した証明書に更正年月日を記載する。
- 4 更正した証明書の交付によって原証明書はその効力を失う。

(取消)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録又は証明を取り消す。

- (1) 前条第1項で規定する更正ができないもの
- (2) 登録又は証明について不正の行為があったと本会が認めたもの

- 2 登録牛の所有者は、登録又は証明を取り消されたときは、速やかにこれらに係る証明書を本会に返納しなければならない。
- 3 本会は、登録又は証明の取消しによって生じた損失については、補償する義務を負わない。

(申込受付の停止)

- 第 27 条 前条第 1 項により登録又は証明の取消しを受けた牛の繁殖者、所有者又は関係者のうち、登録の信用を著しく損じたと本会が認めた者が行う登録又は証明の申込みは、取り消したときから 5 年間これを受付けない。この場合において、本会はその旨を機関紙等に告示する。
- 2 登録又は証明を申込中のものは、前項に準じて取り扱うことができる。

(交付内容の公表)

- 第 28 条 本会は、第 6 条第 2 項に係る牛の名号、登録番号、血縁情報等並びに第 13 条第 2 項及び第 18 条第 3 項に係る成績について公表する。

(申込みの時効)

- 第 29 条 本会が申込者に対し、登録又は証明に関する申込書その他書類の不備等について回答、手続等を求めたときに、申込者が 1 年以上の期間にわたってその回答、手続等を怠ったときは、その申込みを無効とする。ただし、特別の理由があると本会が認めた場合は、この限りでない。

(補助規程)

- 第 30 条 この規程を実施するためのジャージー種牛登録取扱手続（以下「登録取扱手続」という。）は、別に定める。
- 2 この規程で規定する証明書及び申込書に関する様式は登録取扱手続で定める。
 - 3 ジャージー種牛の登録及び改良に関する事項を調査研究して審議するための登録審議会に係る規程は、別に定める。

附 則

- 1 この登録規程の変更は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に受理された申込みの取扱いは、従前の例による。